令和３年8月１日改訂版

医療費助成制度のご案内

～福祉医療費給付金～

御代田町では次の方々について、医療保険被保険者証（以下「保険証」）を利用して、医療機関等（病院・診療所・歯科医院・調剤薬局等）で受診した場合、その一部負担金を助成する福祉医療制度を実施しています。

（令和３年8月1日現在）

**資格要件・申請について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　　象　　者 | 資格要件 | 所得制限 | 申請に必要なもの |
| こ　　ど　　も | １８歳年度末（高校卒業）まで | なし | ≪共通≫* 対象者の保険証（出生により未交付の場合は扶養者の保険証）
* 振込先のわかるもの

≪必要に応じて≫* + 障害者手帳等の資格要件が確認できるもの（障がい者の方）
	+ 前住所地の所得課税扶養証明書

（転入した方で所得制限がある方） |
| 障　が　い　者 | 身体障害者手帳１～４級所持者 | あり |
| 療育手帳Ａ１～Ｂ１所持者 |
| 精神保健福祉手帳所持者 |
| 精神障がいで障害基礎年金を受給されている方 |
| ６５歳以上国民年金法施行別表該当者（身体や精神に一定以上の障がいがある方） |
| ひとり親家庭等 | １８歳未満のこどもを扶養している配偶者のいない母・父とそのこども、または父母のいない１８歳未満のこども |

**利用方法について**

資格取得者には、「福祉医療費受給者証」（以下「受給者証」）が交付されます。

受給者証の色は、０～１８歳年度末までの方は「水色」、その他の方は「緑色」です。

長野県内の医療機関等を受診する時に、保険証と一緒に「受給者証」を毎回必ず提示してください。

★**福祉医療の対象とならないもの**

薬の容器代、健診料、予防接種料、診断書料、入院時の個室料や差額ベッド代、食事代など

学校や保育所でのケガなど日本スポーツ振興センターの災害共済給付（スポーツ保険）の対象となるもの

交通事故など第三者行為による医療費、確定申告済みの医療費

★**申請が必要な場合**

以下の場合は、領収書等をお持ちのうえ福祉係窓口で申請をしてください。診療月から２年を経過すると申請ができなくなりますのでご留意ください。

・　医療機関等で受給者証の提示を忘れてしまった場合

・　長野県外の医療機関等を受診した場合

・　保険適用になる治療用装具をつくった場合（詳細は３ページをご覧ください）

　　・　スポーツ保険の申請をしたが対象とならなかった場合

**給付方法について**

**①**　**０～１８歳までの方　※水色の受給者証が交付された方**（現物給付方式）

長野県内の医療機関等における支払額は１医療機関（総合病院は歯科別）ごと入院・外来別に１か月

５００円までです。ただし、月途中に保険証が変わった時や町外に引っ越した時は、同じ医療機関であっても１か月に５００円以上の負担になることがあります。

また、薬局では処方箋発行元の病院が異なる場合それぞれ５００円までを支払います。

鍼灸院の施術療養費は、②の自動給付方式になります。

【注意】同一月内の受診であっても受給者証を提示しないと適用されません。必ず受診の都度、提示してください。提示を忘れた場合は③償還払い方式になります。

例：医療費総額10,000円

負担金

500円

福祉医療

2,500円

医療保険分（７割）

7,000円

患者窓口負担**500円**

　　　　その場で給付を受けます

**②**　**障がい者、ひとり親家庭の親など　※緑色の受給者証が交付された方**（自動給付方式）

医療機関等の窓口で自己負担分（医療費総額の１～３割）の支払いをします。

その後、それぞれの医療機関（総合病院は歯科別）において入院・外来別に１か月に１枚のレセプト（診療報酬明細書）が作成されます。薬局はさらに処方箋発行元の病院ごとにレセプトが分かれます。このレセプトが町に届いたところで審査をし、１レセプトごとに５００円までの受給者負担金を差し引いた額を、福祉医療費として指定口座に振り込みます。

給付金の振り込みは診療月の２・３か月後の月末です。振込みの際の通知はしていませんので、通帳をご確認ください。通帳には「ミヨタマチフクシイリョウヒ」と表示されます。

例：医療費総額10,000円

負担金

500円

福祉医療

2,500円

医療保険分（７割）

7,000円

患者窓口負担（３割）**3,000円**

　　　　後日口座振込で給付を受けます

**③　県外の病院等を受診した場合や、受給者証の提示を忘れた場合**（償還払い方式）

医療機関等の窓口で自己負担分（医療費総額の１～３割）の支払いをします。

その後、領収書をお持ちのうえ福祉係窓口で申請をしてください。

町で審査をし、１医療機関ごと１か月ごとに５００円までの受給者負担金を差し引いた額を、福祉医療費として指定口座に振り込みます。給付金の振り込みは診療月の２・３か月後の月末です。振込みの際の通知はしていませんので、通帳をご確認ください。通帳には「ミヨタマチフクシイリョウヒ」と表示されます。

★**保険適用となる治療用装具をつくったときは申請が必要です**

保険適用となる治療用装具（小児弱視等の治療用メガネやコルセットなど）をつくった場合、福祉医療の対象となります。一度全額を支払い、次の手順で申請してください。

◆御代田町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方

療養費の申請時に福祉医療費受給者証をご提示ください。同時に申請ができます。

◆その他の保険に加入している方

①まずは保険証発行元へ療養費の申請をしてください。

（申請前に、必ず「領収書」と「医師の指示書」のコピーをとっておいてください）

②療養費の支給決定通知が届いたら福祉係窓口へお越しください。

　　　　　　≪申請に必要なもの≫

・領収書の写し　　・医師の指示書の写し　　・保険証　　・受給者証

・支給決定通知　（保険証発行元からの支給額が確認できる書類）

★**こんなときは手続きが必要です**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な場合 | 手続きに必要なもの |
| 変　　更 | 保険証が変わったとき（勤務先が変わったときなど） | 新しい保険証 | ≪共通≫お持ちの受給者証（紛失時を除く） |
| 障がいの程度に変更があったとき | 障害者手帳など |
| 町内で引っ越したとき（転居） |  |
| 氏名が変わったとき |  |
| 振込先を変更するとき | 通帳など |
| 資格喪失※ | 町外へ引っ越しするとき（転出） |  |
| 亡くなったとき | ご家族の通帳など（振込先を変更します） |
| 生活保護を受けるようになったとき |  |
| 結婚（事実婚）が決まったとき（ひとり親家庭の方） |  |
| 他 | 受給者証を紛失・損壊したとき（再交付） |  |

※資格喪失後に御代田町の受給者証を利用して受診した場合は後日返還していただきます。

★**医療費が高額になるときは「限度額適用認定証」をご用意ください**

入院などで自己負担相当額が高額になる可能性のある時は、保険証発行元に申請し、限度額適用認定証を発行してもらってください。

**★高額療養費や附加給付金が支給になる場合は調整をします**

保険証発行元から高額療養費や附加給付金が支給される場合は重複支給にならないよう調整をします。重複してしまった場合は返還いただくか、その後の福祉医療費支給額から差し引いて調整します。

御代田町の国民健康保険証や後期高齢者医療保険証をお持ちの方は自動的に調整されます。その他の保険証をお持ちの方は、高額療養費等の支給額がわかる書類をご提出ください。

**★受給者証の有効期限**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 受給者の有効期限 | 更新 | 手続き |
| こども | １８歳年度末（高校卒業に該当する３月３１日）まで | なし | なし |
| 障がい者 | 毎年７月３１日まで | 毎年８月（一斉更新） | なし |
| 手帳の有効期限まで | 有効期限が更新されたとき | あり |
| ひとり親家庭の親 | 毎年７月３１日まで | 毎年８月（一斉更新） | なし |
| こども（多子の場合は末子）が１８歳になる年度末 |
| ひとり親家庭の子 | 毎年７月３１日まで |
| 高校３年生（１８歳）の年度末 |

※一斉更新の場合、新しい受給者証を７月末までに郵送します。手続きは不要です。ただし、転入した方で、前住所地の所得課税扶養証明書の提出が必要になる方には、別途通知します。

※所得制限を超えている場合、その所得年度中は福祉医療制度の対象外となり、受給者証は交付されません。その際は、別途通知します。

※有効期限の条件が２つある場合（障がい者、ひとり親家庭）は、どちらか早い方の日付までとなります。

**★有効期限前に資格を喪失する場合があります**

福祉医療制度は一定の条件を満たした方に利用していただく制度です。条件を満たさなくなったときは、有効期限前に資格を喪失する場合があります。その際はすみやかにこちらの指示に従い、受給者証を返還してください。

**制度の存続に関するお願い**

★**受給者負担金は手数料ではありません**

福祉医療制度を将来にわたり維持するため一部をご負担いただいているものです。

**★この福祉医療制度はみなさまの税金でまかなわれています**

福祉医療費の支給額は増加傾向にあります。この制度を維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解くださいますようお願いします。

★**福祉医療制度に優先して医療費を助成する制度があります**

一定の条件を満たす方は、福祉医療制度以外にも利用できる医療費助成制度（公費負担制度など）があります。これらの制度をご利用いただくことで、福祉医療制度の経費を節減することができます。福祉医療制度の安定的運営のため、他の医療制度との併用にご理解とご協力をお願いします。

　　＊他の医療費助成制度の一例

　　　　・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）　　→　窓口：町福祉係

窓口：佐久保健福祉事務所

・特定疾患・小児慢性特定疾患

・難病医療

※各々の担当窓口にて申請手続きが必要です。

申請場所・問い合わせ先

御代田町　保健福祉課　福祉係（役場庁舎１階　６番窓口）

℡：0267-32-6522